

尼崎市子どもの居場所周知事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども（概ね18歳までの者をいう。）たちが安全・安心して過ごせる尼崎市内の子どもの居場所を「キッズ&ユーススポット」として登録し、その所在を広く周知することにより、子どもの見守りを強化することを目的とする。

(登録の対象となる施設)

第2条 キッズ&ユーススポットとして登録することができる施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たす施設とする。

- (1) 尼崎市内で子どもたちが大人の見守りのもと、気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせる居場所であること。
- (2) 子どもたちだけで、無料または安価で利用できること。
- (3) 概ね月1回以上定期的に開催し、広く開放されていること。
- (4) 開設中は、事故やケガ、不審者の侵入防止などの対策を行い、十分な安全配慮を講じること。
- (5) 開設時間内は、スタッフが常駐していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動等はキッズ&ユーススポットとして登録することができない。

- (1) 政治活動又は宗教活動並びにこれらに類する活動。
- (2) 公序良俗に反する活動。
- (3) 営利を目的とする活動。
- (4) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動。
- (5) 代表者、役員その他団体の意思決定に関与する立場である者が市と利益相反関係にある場合。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制の下にある団体が行う活動。

(登録方法)

第3条 キッズ&ユーススポットの登録を希望する運営者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 「キッズ&ユーススポット」登録申請書（様式第1号）
- (2) 事業概要（様式第2号）
- (3) 「食品関係の営業届」の写し又は営業許可証の写し（直営で1回20食程度以上の

食事を提供する施設の場合のみ)

- 2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、申請内容が登録対象に適合するものであるか審査し、適合すると認めるときは、キッズ&ユーススポットとして登録し、「キッズ&ユーススポット」登録通知書（様式第3号）により通知するとともに、「キッズ&ユーススポット」ステッカーを交付するものとする。

（市の役割）

第4条 市長は、次の各号に掲げる役割を担うこととする。

- (1) 市のホームページに各登録施設の情報を掲載するなど、周知に努めること。
- (2) 各登録施設の希望等に応じて、各登録施設に情報発信を行うこと。

（登録施設の役割）

第5条 キッズ&ユーススポットの登録施設の運営者は、次の各号に掲げる役割を担うこととする。

- (1) 施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に、交付を受けた「キッズ&ユーススポット」ステッカーを掲示し、適正に運営すること。
- (2) 支援が必要な子どもを把握した場合、必要に応じて、尼崎市子どもの育ち支援センターいくしあを含めた関係機関につなげるなど、協力すること。

（登録変更等）

第6条 登録施設の運営者は、登録した内容を変更し、又は登録を廃止しようとするときは、「キッズ&ユーススポット」登録内容変更・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、登録施設が第2条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は登録施設として適当でないとき認めるときは、「キッズ&ユーススポット」登録解除決定通知書（様式5号）を通知し、登録を解除することができる。

（ステッカーの再交付）

第7条 経年劣化等により「キッズ&ユーススポット」ステッカーが破損・色あせ等した場合は、「キッズ&ユーススポット」ステッカー再交付申請書（様式第6号）を市長へ提出し、ステッカーの再交付を受けることができる。

（施設の管理）

第8条 登録施設の運営者は、「キッズ&ユーススポット」をその責任において管理するものとし、利用者の安全確保について、十分な注意と配慮を行うものとする。

(報告及び調査等)

第9条 市長は、登録施設の運営者に対して、必要に応じ実施状況について報告を求めることができるものとする。

2 市長は、必要に応じ、登録施設の立ち入り調査を実施することができる。

附 則

この要綱は、令和6年1月10日から施行する。